

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	公園・有料公園施設使用料減免		
根拠法令及び条項	那覇市公園条例 第11条第2項 那覇市公園条例施行規則第10条第2項 第3項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)		
審査基準 設定年月日	昭和45年4月11日 (那覇市公園条例制定日)	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(4日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	昭和45年7月1日 (那覇市公園条例施行規則制定日)	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 公園管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

那覇市公園条例 第11条の2

(使用料の全部又は一部の免除)

第11条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する行事に使用する場合
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の学校が教育上の目的で使用する場合又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する市内の保育所等の児童福祉施設が児童福祉の目的で使用する場合
- (3) 本市が共催する行事に使用する場合
- (4) 公共的団体が公益の目的で使用する場合
- (5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の身体障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は知的障害者(児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者をいう。)が使用する場合
- (6) 本市に住所を有する満65歳以上の者が使用する場合
- (7) 高校生以下の者が使用する場合
- (8) その他市長が特に必要と認める場合

。